

建築基準法施行細則(昭和36年京都府規則第27号)の一部改正 新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>○建築基準法施行細則 (許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法 <u>第53条第4項若しくは第5項</u>、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法 <u>第59条の2第1項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項、<u>第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項各号</u>のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書(法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書)の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。</p> <p>3～12 略 (認定申請書及び添付図書)</p> <p>第3条の2 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2～3</p> <p>4 法 <u>第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</u></p> <p>5～14 略 (指定申請の添付図書)</p> <p>第3条の3 法第57条の2第1項の規定により指定を受けようとする者は、省令 <u>第10条の4の5第1項</u>に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の3の表に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3条の4～第12条 略 (特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第13条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項各号(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物を除く。)及び第11条第1項第2号に掲げる建築物に係る換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置とする。</p> <p>2 法第12条第3項の規定による令第16条第3項第2号及び前項に規定する特定建築設備等に係る報告は、省令第6条第3項に規定する報告書に、別表第1の5の表の2の項に規定する図書並びに <u>換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び防火設備</u>の</p>	<p>○建築基準法施行細則 (許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第52条第14項(第3号に係る部分に限る。)、第53条第4項若しくは第5項若しくは第55条第3項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法 <u>第58条第2項若しくは第59条の2第1項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項(第3号を除く。)、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、<u>第55条第4項各号</u>のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書(法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書)の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。</p> <p>3～12 略 (認定申請書及び添付図書)</p> <p>第3条の2 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2～3</p> <p>4 <u>法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</u></p> <p>5～14 略 (指定申請の添付図書)</p> <p>第3条の3 法第57条の2第1項の規定により指定を受けようとする者は、省令 <u>第10条の4の10第1項</u>に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の3の表に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3条の4～第12条 略 (特定建築設備等の定期報告)</p> <p>第13条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項各号(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物を除く。)及び第11条第1項第2号に掲げる建築物に係る換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置とする。</p> <p>2 法第12条第3項の規定による令第16条第3項第2号及び前項に規定する特定建築設備等に係る報告は、省令第6条第3項に規定する報告書に、別表第1の5の表の2の項に規定する図書(当該報告に係る特定建築設備等が防火設備である場合にあつては同項の(2)に規定する図書を、その他の場合にあつては同項の(3)に規定する図書を、それぞれ除く。)及び当該報告に係る検査の対象となる換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備の</p>	<p>制度創設に伴う改正</p> <p>制度創設に伴う改正</p> <p>制度創設に伴う改正</p> <p>規定整備</p> <p>規定整備</p>

検査の結果を記載した書類で知事が別に定めるものを添えて、所長に提出して行うものとする。

- 3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
- 4 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年度4月から12月までの間とする。
- 5 省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目(以下「大臣指定設備項目」という。)に係る報告は、検査の対象となる建築設備の全ての大員指定設備項目について3年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごとの4月から12月までとする。

第14条～第21条 略

別表第1(第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係)

1～4 略

5 定期報告の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途
		敷地に接する道路の位置及び幅員
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位
		間取り及び各室の用途
		壁の位置、開口部及び防火戸の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
		防火区画及び隔壁の位置
		非常口、非常用進入口及び避難施設の位置
2	(1) 1の項の(1)及び(2)に規定する図書	当該図書に係る1の項の(1)及び(2)に規定する明示事項
	(2) 排煙設備等の機械器具の位置図	縮尺及び方位
		各階の間取り及び各室の用途
		壁の位置
		機械器具の種別及び位置
		分電盤、配線図及び系統図
	<u>防火設備の種別及び位置</u>	
( <u>新設</u> )	( <u>新設</u> )	

6 略

検査の結果を記載した書類で知事が別に定めるものを添えて、所長に提出して行うものとする。

- 3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
- 4 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年度4月から12月までの間とする。
- 5 省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目(以下「大臣指定設備項目」という。)に係る報告は、検査の対象となる建築設備の全ての大員指定設備項目について3年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごとの4月から12月までとする。

第14条～第21条 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係)

1～4 略

5 定期報告の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途
		敷地に接する道路の位置及び幅員
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位
		間取り及び各室の用途
		壁の位置、開口部及び防火戸の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
		防火区画及び隔壁の位置
		非常口、非常用進入口及び避難施設の位置
2	(1) 1の項の(1)及び(2)に規定する図書	当該図書に係る1の項の(1)及び(2)に規定する明示事項
	(2) 排煙設備等の機械器具の位置図	縮尺及び方位
		各階の間取り及び各室の用途
		壁の位置
		機械器具の種別及び位置
		分電盤、配線図及び系統図
	( <u>削る。</u> )	
(3) <u>防火設備等の位置図</u>	<u>縮尺及び方位</u>	
	<u>各階の間取り及び各室の用途</u>	
	<u>壁の位置</u>	
	<u>防火設備の種別及び位置</u>	
	<u>連動機構の種別及び位置</u>	

6 略

法施行日と同日

規定整備

## 別表第2 略

## 別表第3(第6条関係)

事務	手数料の名称	手数料の額
1～8 略	略	略
(新設)		
9 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき 163,200円
9の2 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき 163,200円
10～12 略	略	略
13 法第55条第3項 各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 163,200円
14～15の3 略	略	略
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの <u>限度に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	特例容積率適用地区における <u>建物</u> の高さの <u>限度に関する特例の許可申請手数料</u>	1件につき 163,200円
(新設)		
16 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 163,200円
17 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	略	1件につき 163,200円
18～40 略	略	略

## 別表第4 略

## 別表第2 略

## 別表第3(第6条関係)

事務	手数料の名称	手数料の額
1～8 略	略	略
9 法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する <u>認定の申請に対する審査</u>	容積率の認定申請手数料	1件につき 27,540円
9の2 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき 163,200円
9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき 163,200円
10～12 略	略	略
13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 163,200円
14～15の3 略	略	略
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの <u>特例の許可の申請に対する審査</u>	特例容積率適用地区における <u>建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	1件につき 163,200円
16 法第58条第2項の規定による建築物の高さの <u>許可の申請に対する審査</u>	高度地区における <u>建築物の高さの許可申請手数料</u>	1件につき 163,200円
17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 163,200円
17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	略	1件につき 163,200円
18～40 略	略	略

## 別表第4 略

制度創設に伴う改正

規定整備(上記に伴う項ずれ)

規定整備(上記に伴う項ずれ)

制度新設に伴う規定整備

規定整備

制度新設に伴う規定整備

規定整備(上記に伴う項ずれ)

規定整備(上記に伴う項ずれ)